

保安林制度に関する次の記述A～Dのうちには妥当なものが二つある。それらを選んでいるのはどれか。

- A. 保安林制度は森林法の改正とともに多少の改正が行われてきたが、基本的なしくみと考え方はかわらないまま、こんにちでも森林法の中心的な制度として継続されている。
- B. 保安林制度とは、水源かん養、土砂崩壊などの災害に対する防備、生活環境の保全、休養の場の提供などの公共的な目的のために必要な森林を、都道府県知事または市町村長が、森林法に基づいて「保安林」として指定する制度である。
- C. 保安林制度は、森林の多面的機能を利用して国土保全や生活環境の保全などを確保するという直接的な目的があるが、そればかりでなく各種の開発行為から森林を保護するという意義も無視できない。
- D. 日本の森林面積の約30%が保安林に指定されている。

- 1. A, B
- 2. A, C
- 3. B, C
- 4. B, D
- 5. C, D